

役員候補者選考規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第28条(役員の選任)を円滑に運営するために定めるものである。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本学会の役員である理事及び監事の選考の際に適用する。

(役員候補者選考委員会)

第3条 役員候補者の選考は、毎該当年度に役員候補者選考委員会を組織して行う。

(役員候補者選考委員会の構成と運営)

第4条 役員候補者選考委員会は、本学会の正会員の中より、会長が委嘱した3~5名の委員で構成する。但し、役員候補者選考委員は役員候補者並びに推薦人になることはできない。

2 役員候補者選考委員会は、会長から委員が委嘱された時点で発足し、次の委員会が組織されるまで存続する。

3 役員候補者選考委員会に委員長をおく。委員長は委員による互選とする。

4 委員長は役員候補者選考委員会を代表し、その運営を総括する。

5 役員候補者選考委員会は委員全員の合意で運営する。

6 委員に欠員が生じた場合は、会長が新たに人選し委嘱する。

(役員候補者の公募)

第5条 役員候補者は、理事及び監事別に学会誌・学会ホームページを通じ、一定期間を設けて、正会員から自薦または他薦により公募する。

(役員候補者の資格審査)

第6条 役員候補者選考委員会は、役員候補者の各々につき物理探査学会規則第13条および第14条の資格要件に適するか審査し、かつ役員就任の意志を確認する。資格審査は、役員候補者選考委員全員の一致を以って決定する。

(役員候補者のとりまとめ)

第7条 役員候補者選考委員会は、審査結果を役員候補者に通知すると共に、理事候補者と監事候補者に分けて役員候補者名簿を作成する。

(総会の議案)

第8条 理事会は、役員候補者を総会に役員選任議案として提出する。

(役員の欠員の補充)

第9条 任期中の辞任等により役員数が定款第27条に定められた定数を下回ったときは、本規程に準じて速やかに役員候補者を選考し、総会の決議を得て補充する。

(役員候補者選考の手順)

第10条 役員候補者選考の手順については、別途内規により定める。

第11条 本規程の改廃は、理事会の議決による。本規程に定めない事項が生じた時は、理事会の議決に基づいて運営する。本規程は、理事会で承認された時点から施行される。

平成22年11月18日 施行

平成24年10月10日 改訂

平成25年10月16日 改訂